

お知らせ<感染症>

保護者各位

江戸川区 みのりのわかば保育園 施設長

お子様が感染症の病気になった場合は、完全になおしてから登園しましょう。
ご参考までに学校保健安全法に定められたものを付記いたします。登園停止の期限については、以下の通りです。

なお、医師により感染のおそれがないと認められたときはこの限りではありません。

	病 名	登 園 停 止 の 期 間
1	インフルエンザ	発症した後5日をすぎ、かつ、解熱した後3日を過ぎるまで
2	百日咳	特有の咳がなくなるまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終わるまで
3	麻疹（はしか）	解熱した後、3日を過ぎるまで
4	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺のはれが確認できた後5日を過ぎ、かつ、全身状態がよくなるまで
5	風疹（三日ばしか）	発疹が消えるまで
6	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
7	咽頭結膜熱（プール熱）	おもな症状がなくなった後、2日を過ぎるまで
8	結核	感染のおそれがないと認められるまで
9	腸管出血性大腸菌感染症	感染のおそれがないと認められるまで
10	流行性角結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
11	急性出血性結膜炎	感染のおそれがないと認められるまで
12	溶連菌感染症	治療開始1日をすぎ、全身状態がよくなるまで
13	伝染性紅斑（りんご病）	発疹以外の症状がなくなるまで
14	手足口病	熱が下がって口内炎が消えるまで
15	ヘルパンギーナ	熱が下がって口内炎が消えるまで
16	アデノウイルス	熱が下がって、2日を過ぎるまで
17	その他の感染症	医師によって感染のおそれがないと認められるまで

※(16)については学校保健安全法に定められていない感染症ですが、感染力が強いことからみのりのわかば保育園では、登園許可書の提出をお願いしています。

※登園するときにお持ちください。職員に直接手渡ししてください。

※上記感染症以外でも、登園許可書の提出をお願いする場合があります。

----- きりとりせん -----

証 明 書

みのりのわかば保育園 施設長 殿

氏名 _____

病名 _____

月 日から登園してもよいことを証明いたします。

年 月 日 _____

医師 _____